

第四回

参第四号

国家公務員法の一部を改正する法律（案）

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の二号を加える。

十三 連合国軍の需要に応じ、連合国軍のために労務に服する者

十四 人事院が指定する公団の職員（但し、本号は、昭和二十四年三月三十一日限りその効力を失う。）

第五条第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次繰り上げる。

第八条第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第五項を削る。

第百九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次繰り上げる。

第百十一条中「第百九条第一号、第三号より第五号まで及び第十三号」を「第百九条第二号より第四号まで及び第十二号」に改める。

附則第二条第六項中「第五条第一項、第三項乃至第五項」を「第五条第一項乃至第四項」に改める。

附則第三条中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第二次改正法律附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

人事官の任命を慎重にし、特別職の範囲を適正にする等のため、国家公務員法中、所要の改正を行う必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。